

大津市立小中学校非自家用電気工作物等PCB調査業務 仕様書

1. 業務目的

低濃度PCB廃棄物の処分期限については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で令和9年3月31日までと定められている。学校施設においては、低濃度PCB含有機器の存在が否定できないため、調査を実施し、学校の安全安心を確保することを目的とする。

2. 業務内容

「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（令和4年3月環境省、経済産業省）」等を遵守し、学校敷地内でPCB含有の可能性のある電気機器等を調査すること。

3. 業務名

大津市立小中学校非自家用電気工作物等PCB調査業務

4. 履行場所

小松小学校（滋賀県大津市南小松 1122 番地）ほか53校

5. 履行期限

令和8年2月27日

6. 支払方法

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

7. 対象建屋等

(1) 対象建屋

調査対象施設は原則別添「(別紙1) 対象校リスト」のとおり。

(2) 対象機器等

稼働中の自家用電気工作物は対象外とする。(停止中及び保管中の自家用電気工作物は対象とし、既に分析等の調査が完了している機器かを確認し、未調査のPCB含有疑義品の有無を報告すること。)

機械室、ポンプ室、電気室等の電源装置、分電盤、動力盤等に設置されたコンデンサー類を対象とし、原則として備品は対象外とする。その他、監督職員が指定する建屋内、機器等を対象とする。

8. 業務内容

(1) 現地調査

学校敷地内のPCB含有の可能性のある機器を調査し委託者に報告する。

なお、P C B含有の可能性がある機器を発見した場合は、速やかに報告すること。

(2) 倉庫、危険物置場等に残置された対象物有無を確認すること。

(3) 報告書の作成

対象機器及び銘板等を撮影し、設置箇所、製造業者名、型式（製造番号）、製造年、重量、区分（高濃度、低濃度含有疑義品、非P C B）の一覧表を作成しP C B含有の有無の証明書等の根拠資料と対象機器の設置箇所を示した図面を添付すること。なお、損傷や汚れて銘板等が読み取れない場合は、その旨を記載すると共に、可能な限りP C B含有の有無を調査し報告すること。また、一覧表に記載の対象機器を適正に処分する場合の見積書を報告書の添付文書として作成すること。

9. 業務遂行の注意事項

P C B汚染物は、健康被害を引き起こす化合物であり、「P C B廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（厚生労働省）」や各種法令等を遵守し適正に行うこと。

10. 提出書類

- (1) 業務着手届 1部（契約締結日から7日以内に提出）
- (2) 業務責任者届 1部（契約締結日から7日以内に提出）
- (3) 業務計画書 1部（契約締結日から14日以内に提出）
- (4) 業務報告書（電子データを含む）1部（履行期限までに提出）
- (5) 業務完了届 1部（業務完了後直ちに提出）

11. 先行調査

- (1) 以下の各号に定める事項については、先行調査として令和7年11月14日までに実施すること。
- (2) 本仕様書第7に定める調査対象施設のうち7施設を先行調査対象とし、その7施設の内訳は以下第3号の要領で決定する。
- (3) 受託者において「（別紙2）先行調査対象選定のためのグループ分け」におけるA～C群からそれぞれ2施設ずつ、及びD群から1施設の計7施設を選定し、委託者の同意を得ること。
- (4) 先行調査対象施設において、本仕様書第8に定める調査を実施し、報告書（処分費の見積書を含む。）を提出すること。
- (5) 最終的に受託者が委託者へ提出する業務報告書（本仕様書第10による。）については、先行調査分も含めるものとする。

12. 履行条件（共通事項）

- (1) 本業務履行に際しては関係法令等を遵守し、安全かつ適正に実施すること。
- (2) 調査を行う際に「特別管理産業廃棄物管理責任者」及び「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」、「P C B調査士」の資格を有する者を業務責任者として定め、事前に名簿及び資格証を提出すること。

- (3) 本業務と同様以上の業務経験を元請けとして有していることし、事前にその業務経験が証明できる書類等を提出すること。(国(公社、公団を含む。)又は地方公共団と種類を同じくする契約を締結した実績調書。)
- (4) 本業務は全て受託者が責任を持って行うこととし、一括下請けしないこと。
- (5) 作業員が作業に従事するときは、腕章、制服等を着用させ作業員であることを明確にさせるものとする。
- (6) 本業務は一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会の正会員が実施すること。
- (7) 本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は監督職員と協議を行うものとする。

【連絡先】

〒520-8575 大津市役所別館 2 階
大津市教育委員会事務局教育総務課
電話番号 077-528-2631